

— 児童手当のあらまし —

令和6年度版

【令和6年度 12月の支給から、児童手当制度が変わります！】

① 所得制限の撤廃 ②対象が高校生まで拡充 ③第3子加算の拡充 ④支払月の回数拡充

生計中心者の住民票が金沢市にあり、中学校修了前（15歳になって最初の年度末まで）のお子さんを養育している方が請求することができます。令和6年12月の支給（10月分、11月分）からは、所得制限が撤廃され、対象が高校生年代まで延長になります。

主な変更点

- ・対象が中学生まで → 高校生までに
- ・支払月が年3回（6月・10月・2月）→ 年4回（6月・10月・12月・2月）に
※令和7年度以降は偶数月の年6回支給になります。
- ・令和6年12月の支給から所得制限が撤廃
- ・第3子以降の支給月額が3万円に（22歳の年度末までの児童を第1子とカウントします）

●旧制度 令和6年10月の支給（6月分～9月分）まで

対象となる児童	所得制限限度額未満 （児童手当）	所得制限限度額以上 （特例給付）	所得上限限度額以上
3歳未満 （3歳到達月まで）	15,000円	児童1人につき 5,000円	支給は ありません
3歳から小学校修了前 （第1子・第2子）	10,000円		
3歳から小学校修了前 （高校生以下から数えて第3子以降）	15,000円		
中学生	10,000円		

※所得制限額について詳しくは金沢市のHPをご覧ください。

○新制度 令和6年12月の支給（10月分、11月分）から

対象となる児童		手当月額
3歳未満 （3歳到達月まで）	第1子、第2子	15,000円
	第3子（※）	30,000円
3歳から高校生	第1子、第2子	10,000円
	第3子（※）	30,000円

※ 22歳以下から数えて第3子以降が高校生以下の場合対象

— お問い合わせ先 —

金沢市役所 子育て支援課 児童手当担当
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

○電話 (076) 220-2285 OFAX (076) 220-2360

児童手当の振込み

旧制度では、6月・10月・2月の年3回支給でしたが、令和6年度は、12月の支給以降から振込みが偶数月ごとになります。令和7年度以降からは、4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回支給になります。また、令和6年10月の支給までは所得制限があるため手当が支給できない場合がありますが、12月の支給からは所得制限が撤廃され、高校生以下のお子さんを養育するすべてのご家庭が支給対象となります。

- ① 令和6年6月支給（2月分～5月分）・・・令和5年度（令和4年中）所得で審査
- ② 令和6年10月支給（6月分～9月分）・・・令和6年度（令和5年中）所得で審査
- ③ 令和6年12月支給（10月分～11月分）以降・・・所得制限が撤廃。高校生以下が対象。

振込日	6月15日	10月15日	12月15日	2月15日
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～11月分	12月～1月分

※ 振込通知は行っておりませんので、通帳等でご確認ください。

※ 15日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日が振込日となります。

※ 金沢市外へ転出される場合は、転出予定日の属する月分まで金沢市から支給します。（原則翌月振込み）

・ 所得制限が撤廃
・ 支払いが偶数月ごとに

所得について

令和6年10月の支給までは所得制限があるため、所得が一定額以上の場合は、手当が支給できない月が発生します。また、所得の判定は父母合算した額ではなく、父母それぞれの所得をみて審査しています。

（1）所得とは

自営業の方は、収入から必要経費を差し引いた金額、給与のみの方は、源泉徴収票に記載の【給与所得控除後の金額】です。（※給与収入金額ではありません）また、譲渡所得や山林所得等、上記の所得と合算する所得もあるので詳しくは金沢市HPをご覧ください。

（2）控除額

（1）の金額から一律80,000円（法定の社会保険料相当額）等を控除した額で審査します。

※ 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生控除が受けられます。

※ 給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する場合は、その合計額から100,000円を控除します。

（3）所得の限度額

（1）所得から（2）控除額を差し引いた金額にて算出された金額を、限度額と比較します。

※扶養親族等の人数は、所得税法上の扶養人数を指し、扶養人数が1人増えるごとに38万円加算されます。

※各区分の手当月額額は表紙の表を参考にしてください。また、金沢市HPに限度額表が掲載されています。

【扶養人数0人の場合】

児童手当 所得が622万円未満 < 特例給付（お子さん1人につき5,000円） 所得が622万円以上858万円未満 < 支給なし 所得が858万円以上

（4）その他

手当が支給されなくなった以後に下記に当てはまる方は、改めて認定請求書の提出が必要です。

- ・ 令和5年度所得額が限度額を超えているが、令和6年度所得額が減少し限度額を下回った
→令和6年5月に再申請が必要です。
- ・ 所得の修正申告を行い、所得額が限度額を下回った場合
→修正申告後、すみやかにご申請ください。

児童手当-年度更新について（現況届の提出は原則不要になりました）

【児童手当の年度更新とは】

毎年6月以降に、児童の監護状況や所得を確認し、手当の受給資格を再審査します。令和6年10月の支給は、令和6年度（令和5年中）所得で審査し手当額を決定します。審査の結果、所得対象外となり手当が出なくなる方、判定区分が変わり手当月額が変更になる方には通知を送付します。引き続き受給資格があると認められ、かつ、前年度と支給金額に変更が無い場合は、通知の送付はありません。令和4年度より現況届は原則不要になりましたが、下記に該当する方のみ引き続き現況届の提出が必要です。

（現況届の提出が必要な方）

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 児童と別居中の方
- 配偶者の住民票が市外の方 等

提出が必要な方にのみ、現況届を送付します。

提出が無い場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

申請者の考え方・申請に必要なもの

父母のうち生計中心者（継続的に所得の高い方）の住民票がある市町村で児童手当を申請します。配偶者やお子さんの住民票が金沢市にあっても、申請者（生計中心者）が金沢市から転出した場合は、転出先の市町村で再度申請が必要です。また、里帰り出産で出生届を金沢市外に提出した場合も、生計中心者の住民票が金沢市にある場合は、出生の翌日から数えて15日以内に金沢市に申請してください。

（注意）公務員の方は金沢市に請求できません。勤務先に請求してください。

※国家公務員共済に加入している場合でも、金沢市からの支給対象となる場合があります。判断に迷う場合は、職場や子育て支援課までお問い合わせください。（例）金沢大学・日本郵便（ゆうちょ）等

<新規申請に必要なもの>

(1) 児童手当認定請求書（各申請窓口にあります。金沢市HPからもダウンロードできます。）

(2) 本人確認書類

① 請求者（父母のうち継続的に所得の高い方）本人が申請する場合

• 請求者本人の本人確認書類

写真付き証明書は1点（マイナンバーカード、免許証、パスポート等）

写真がない証明書は2点（健康保険証、年金手帳、社員証、母子手帳等）

② 請求者本人以外（代理人）が申請する場合

• 代理権を確認できるもの（委任状もしくは請求者の本人確認書類（顔写真付き）の原本）

• 代理人本人の本人確認書類 写真付き証明書は1点、写真がない証明書は2点

(3) 請求者本人の健康保険証又は年金加入証明書（国民年金加入者は不要）

※配偶者の保険証、お子さんの保険証では受付できません。

(4) 請求者本人及び配偶者のマイナンバーがわかるもの

（例：マイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書等）

(5) 請求者本人名義の普通預金（貯金）通帳又は口座のわかるもの ※ネット銀行も登録可能

(6) 別居監護申立書（請求者とお子さんの住民登録地が異なる場合）

※お子さんのマイナンバーの記載が必要です。

異動があった場合の届出

受給者に下記の異動があった場合、すみやかに届出してください。

事由発生日（出生、施設への入退所、転出予定日等）の翌日から15日以内に届出がない場合は、支給できない月が発生する場合があります。

※出生の場合、出生日（出生届出日ではありません）の翌日から15日以内に生計中心者の住民票がある市町村に申請してください。出生届の提出が遅れる場合は先に児童手当の申請をお願いします。

※受給者が転出する場合は、事由発生日の翌日から15日以内に転出先の自治体へ認定請求書を提出してください。

※口座変更は、現在受給している生計中心者の名義でしか変更ができません。離婚前提等の場合で口座を変更したい場合は、受給者自体を切替する必要があります。切替要件については子育て支援課までお問い合わせください。

事 由	必要書類
お子さんが出生等により増加したとき	額改定認定請求書※受給者の保険証が必要です。
受給者がお子さんと別居したとき (お子さんを養育している場合のみ)	別居監護申立書 ※お子さんのマイナンバーの記載が必要です。
受給者がお子さんを養育しなくなったとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
お子さんが児童福祉施設等へ入所したとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
お子さんが児童福祉施設等を退所したとき	認定請求書又は額改定認定請求書
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届 ※勤務先への新規申請も必要です。
受給者等（配偶者及び児童）のマイナンバーを 婚姻・離婚等で新たに登録・変更・削除するとき	個人番号変更等申出書
振込先の金融機関を変更するとき 婚姻等により口座名義を変更するとき	口座振替支払変更依頼書 (ただし、変更は受給者本人名義に限ります。)
受給者が金沢市外へ転出したとき	転入先の市区町村へ、新規申請してください。
3歳未満の児童がいる受給者で、自身（受給者） の加入する年金が変わったとき	変更届

※ 金沢市内で転居される場合には、特に届出は必要ありません。(お子さんと別居となる場合を除く。)

受付窓口

窓口名	所在地	電話	受付時間
本庁子育て支援課	広坂1丁目1番1号	220-2285	9:00~17:45
本庁市民課		220-2241	
森本市民センター	南森本町又33番地	258-1130	8:30~17:15
金石市民センター	金石通町3番14号	267-0001	
犀川市民センター	末町6の67番地1	229-0001	
安原市民センター	福増町北1067番地	249-2001	
額市民センター	額谷3丁目1番地1	298-0045	
押野市民センター	八日市2丁目464番地	241-2559	
浅川市民センター	田上の里2丁目3番地	221-3344	
新神田市民センター	新神田4丁目3番10号(金沢新神田合同庁舎)	291-6266	
湊市民センター	湊3丁目5番地9	239-2211	
本町市民センター	本町1丁目5番3号(リファーレ2F)	260-0365	
近江町市民センター	青草町88番地(近江町いちば館4F)	260-0250	
駅西市民センター	西念3丁目4番25号(金沢市保健所)	234-5141	
駅西福祉健康センター		234-5103	
泉野市民センター	泉が丘1丁目2番22号	242-8552	
泉野福祉健康センター		242-1131	
元町市民センター	元町1丁目12番12号	252-0257	
元町福祉健康センター		251-0200	

